

個人情報ファイルの名称	墨田区災害対策本部職員配備表
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部危機管理担当防災課
個人情報ファイルの利用目的	災害等に対して、防災対策が円滑に行われるよう従事職員の配置を決める。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4地位、5所属、6電話番号
記録範囲	区職員（正規及び再任用職員）
記録情報の収集方法	依頼文書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区都市計画部危機管理担当防災課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	墨田区臨時非常配備職員配備表
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部危機管理担当防災課
個人情報ファイルの利用目的	夜間・休日等の勤務時間外に発生する地震等の非常災害及び警戒宣言に備えて、その事態に対処するための初動態勢を確立する。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4地位、5所属
記録範囲	ア 墨田区及び墨田区に隣接する区に居住する一般職員 イ 墨田区及び墨田区に隣接する区並びに千代田区、港区、新宿区、文京区、豊島区、北区に居住する管理職員
記録情報の収集方法	依頼文書による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区都市計画部危機管理担当防災課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—

個人情報ファイルの名称	地域配備消火器台帳
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部危機管理担当防災課
個人情報ファイルの利用目的	区消火器の設置協力者、生活保護世帯に対する区消火器配布者及び火災時の消火器使用者の連絡先を記録し、消火器の管理や定期点検(設置から8年経過した消火器)、使用した消火器の補充等に活用する。
記録項目	1氏名、2住所、3公的扶助、4電話番号
記録範囲	地域配備消火器設置承諾者、生活保護世帯、火災時の消火器使用者
記録情報の収集方法	本人申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名称) 墨田区都市整備部危機管理担当防災課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備考	—

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部危機管理担当防災課
個人情報ファイルの利用目的	災害発生時に支援が必要な方の情報をあらかじめ把握し、災害発生時の要配慮者の安否確認や避難誘導に活用する。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4名簿に記載する要因（高齢、身体障害（肢体、視覚、聴覚、内部）、知的、介護、要配慮2・3（乳幼児、精神、妊産婦、疾病者、その他）のうち該当する項目にフラグ）、5電話番号
記録範囲	75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者、第1種身体障害者、第1種知的障害者、要介護3・4・5の者（施設入所者除く）
記録情報の収集方法	防災課の依頼に基づき、窓口課、国保年金課、障害者福祉課、介護保険課、高齢者福祉課が所管する個人情報をデータ（CD）で提供を受ける。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	本所・向島警察署、本所・向島消防署、本所・向島消防団、墨田区社会福祉協議会、民生委員・児童委員（提供に係る協定を締結している者に限る。）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	（名 称） 墨田区都市計画部危機管理担当防災課
	（所在地） 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	（他の法令の規定による開示） —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
政令第21条第7項に該当するファイル	あり
備 考	—

個人情報ファイルの名称	墨田区災害時医療救護活動従事者名簿
行政機関等の名称	墨田区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市計画部危機管理担当防災課
個人情報ファイルの利用目的	医療救護に関する特定の資格、一定の知識及び経験を有する者を医療救護活動等の応急対策に従事する者として事前登録し、被災者に対して迅速かつ適切な医療救護を実践するため
記録項目	1氏名、2生年月日、3所属団体、4所属医療機関、5職種
記録範囲	災害医療救護者
記録情報の収集方法	公益財団法人墨田区医師会、一般社団法人東京都本所歯科医師会、公益社団法人東京都向島歯科医師会、一般社団法人墨田区薬剤師会、公益財団法人東京都柔道整復師会墨田支部及び東京都訪問看護ステーション協会からの推薦による。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地等	(名 称) 墨田区都市計画部危機管理担当防災課
	(所在地) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
	(他の法令の規定による開示) —
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
備 考	—